

社会福祉法人山鹿市社会福祉協議会 広告掲載に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、社会福祉法人山鹿市社会福祉協議会（以下「本会」という。）の新たな財源を確保し、市民サービスの向上及び地域経済の活性化を図るため、本会の所有する広報媒体等に民間企業等の広告を掲載することに関して、必要な事項を定めるものとする。

(広告媒体の種類)

第2条 広告を掲載する広告媒体は、次に掲げるものとする。

- (1) 社協だより「キャッチボール」
- (2) 本会ホームページ
- (3) その他会長が別に定めるもの

(掲載できない広告の範囲)

第3条 次の各号のいずれかに該当する広告は、掲載しない。

- (1) 本会の広報媒体としての公共性及び品位を損なうおそれがあるもの
- (2) 公衆に不快感又は危害を与えるおそれがあるもの
- (3) 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
- (4) 法令等（本会の規程等を含む。）に違反するもの又はおそれがあるもの
- (5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）

第2条に掲げる営業に該当するもの

- (6) 貸金業、投機の商品及び出資金に関するもの
- (7) 政治活動又は宗教活動に関するもの
- (8) 個人又は団体の主義主張に関するもの
- (9) 個人の宣伝に関するもの
- (10) その他会長が不相当と認めるもの

(広告掲載の優先順位)

第4条 広告を掲載する優先順位は、次に掲げる順序とし、同一の順位の中で申し込みが募集枠数を超えたときは、抽選により決定するものとする。

- (1) 第1順位 公益法人及びそれに類するもの
- (2) 第2順位 私企業のうち、本会の特別会員で市内に事業所等を有するもの
- (3) 第3順位 前2号に掲げるもの以外のもの

(広告の規格及び料金等)

第5条 広告掲載場所及び規格は、別表1のとおりとする。

2 広告掲載の回数、期間及び料金は、別表2のとおりとする。

(広告掲載希望者の募集)

第6条 広告掲載希望者の募集は、本会広報紙及び本会ホームページ等により行うものとする。

(広告掲載の申し込み)

第7条 広告掲載希望者は、広告掲載申込書(様式第1号)に広告の原稿案を添えて、本会に申し込むものとする。

(広告掲載の決定等)

第8条 会長は、前条の規定による申し込みがあったときは、掲載申し込みに係る広告掲載の可否を決定するものとする。広告掲載の決定をしたときは、広告掲載決定通知書(様式第2号)により、掲載できないと決定したときには、広告非掲載通知書(様式第3号)により、それぞれ掲載申し込み者に通知するものとする。

2 前項の規定に基づく決定の通知を受けた掲載希望者(以下「広告主」という。)は、指定された期日までに掲載しようとする広告の版下原稿又はホームページのデータを本会に提出するものとする。

(広告掲載料の納入)

第9条 広告主は、指定する期日までに、第5条第2項に定める広告掲載料を一括して前納するものとする。ただし、会長が特に認めたときは、この限りではない。

(広告掲載料の返還)

第10条 既納の広告掲載料は返還しない。ただし、広告主の責によらない理由により掲載することができなかつたときは、その一部又は全部を返還するものとする。

(広告主の責任等)

第11条 広告の内容に関する責任は、広告主が負うものとする。

2 版下原稿又はデータ作成費用は、広告主の負担とする。

(広告掲載の取り消し)

第12条 会長は、広告主が次の各号のいずれかに該当するときは、当該広告の掲載の決定を取り消すことができる。

- (1) 編集上、支障があるとき。
- (2) 広告掲載料を指定する期日までに納入しなかつたとき。
- (3) 広告掲載決定後、第3条各号のいずれかに該当することが判明したとき。
- (4) その他、会長が必要と認めたとき。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 2年 7月 1日から施行する。

別表1（第5条第1項関係）

広報媒体	区 分	内 容
広報紙「キャッチボール」 ※年4回発行 （5, 8, 11, 2月の1日） 印刷部数：全戸配布数	大きさ	縦45mm×横177mm
	色	1色刷り
	掲載場所	本会の指定する位置
	入稿形式	完全版下入稿
	掲載枠数	1号あたり最大6枠
ホームページ	形式	バナー広告
	大きさ	220ピクセル×62ピクセル
	データ種類	
	データ容量	
	掲載場所	
	入稿形式	

別表2（第5条第2項関係）

広報媒体	契約回数・期間	通常金額	特別会員金額
広報紙「キャッチボール」	1回	15,000円	13,000円
	2回	28,500円	24,700円
	4回（1年間）	54,800円	46,800円
ホームページ	1か月	7,000円	5,000円
	6か月	36,000円	24,000円
	1年間	60,000円	36,000円

様式第1号（第7条関係）

広告掲載申込書

令和 年 月 日

社会福祉法人山鹿市社会福祉協議会会長 宛

企業等名称 _____

住 所 _____

電話番号 _____

F A X _____

E - m a i l _____

担当者の所属・氏名 _____

広告掲載に関する要綱第7条の規定に基づき、広告の原稿を添えて、下記のとおり申し込みます。

記

1 広告掲載媒体の種類

社協だより「キャッチボール」 社協ホームページ

2 広告掲載期間

社協だより 令和__年__月号から令和__年__月号まで（__号分）

社協ホームページ 令和__年__月__日から__か月

3 広告の掲載原稿 別紙のとおり